

令和5年9月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本通知の概要は下記のとおりであり、本年9月20日より施行又は適用されるとの事であり
ます。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- 予防接種法に基づく公的関与の適用対象は「65歳以上の者」及び「65歳未満の心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等のほか新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者」とすること。
- コミナティ筋注6ヵ月～4歳用（1価：オミクロン株XBB.1.5）、コミナティ筋注5～11歳用（1価：オミクロン株XBB.1.5）、ヌバキソビッド筋注又はコミナティRTU筋注（1価：オミクロン株XBB.1.5）を接種する方法により行うこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

